

【表紙】

【提出書類】

有価証券報告書

【提出先】

関東財務局長殿

【提出日】

平成23年10月14日提出

【計算期間】

第4特定期間

（自 平成23年1月18日 至 平成23年7月19日）

【ファンド名】

グローバル・コンスタント・ファンド2009-07

【発行者名】

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社

【代表者の役職氏名】

代表取締役 ロバート・モレース

【本店の所在の場所】

東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
グラントウキョウ ノースタワー

【事務連絡者氏名】

諏訪部 広

【連絡場所】

東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
グラントウキョウ ノースタワー

【電話番号】

03-6377-2842

【縦覧に供する場所】

該当事項ありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

当ファンドは、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

②ファンドの基本的性格

当ファンドは、単位型投信／内外／その他資産／特殊型（条件付運用型）に属するものです。

下記は、社団法人投資信託協会「商品分類に関する方針」に基づき記載しております。当ファンドが該当する商品分類及び属性区分に網掛けで表示しております。

<商品分類表>

単位型／追加型（※1）	投資対象地域（※2）	投資対象資産（収益の源泉）（※3）	補足分類（※4）
単位型 追加型	国 内 海 外 内 外	株 式 債 券 不動産投信 その他資産 資産複合	インデックス型 特殊型 （条件付運用型）

（※1）単位型投信とは、当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。

（※2）投資対象地域による区分で内外とは、目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外および国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

（※3）投資対象資産による区分でその他資産とは、目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券、不動産投信（リート）以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

（※4）補足分類で特殊型とは目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要とする旨の記載があるものをいいます。

<属性区分表>

投資対象資産（※5）	決算頻度	投資対象地域（※6）	為替ヘッジ	特殊型（※7）
株式 一般／大型株／中小型株	年1回	グローバル	あり	ブル・ベア型
債券 一般／公債／社債	年2回	日本	なし	条件付運用型
その他債券 クレジット属性	年4回	北米		
不動産投信	年6回	欧州		
その他資産	（隔月）	アジア		
資産複合	年12回	オセアニア		
資産配分固定型／資産配分変更型	（毎月）	中南米		ロング・ショート型／ 絶対収益追求型
	日々	アフリカ		その他
	その他	中近東（中東） エマージング		

（※5）投資対象資産による区分で債券（その他債券）とは、目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主に投資する旨の記載があるものをいいます。

（※6）投資対象地域のグローバルとは、目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界（日本を含みます。）の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

（※7）特殊型の条件付運用型とは、目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他の特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。

※ 商品分類・属性区分の定義につきましては、社団法人投資信託協会の下記のインターネットホームページをご参照下さい。<http://www.toushin.or.jp/>

③信託金限度額

当ファンドの信託金の限度額は110億円とします。

④ファンドの特徴

1. 割安と判断される、世界の投資適格企業に関連する債券・ローンなどの債権を主な投資対象とし、ドイツ銀行およびその他高格付金融機関（以下、ドイツ銀行等といいます。）の信用補完により、償還日における償還金と分配金累計額の合計が投資額を上回ることを目指します。償還日は最短で約1年後、最長でも約3.5年後です。

実際には、「資産担保債」への投資を通じて、運用を行います。「資産担保債」を通じて投資する債券等については、ドイツ銀行等により信用補完・為替ヘッジ・金利リスクヘッジ等が行われます。これにより、償還日における償還金と分配金累計額の合計が投資額を上回ることを目指します。なお、設定から約1年が経過すると、以降は早期償還が行われる可能性があります。早期償還の場合にも、償還日における償還金と分配金累計額の合計が投資額を上回ることを目指します。

2. 3ヵ月円LIBOR+1.0%（税引前、年率）程度、3ヵ月ごとの分配を目指します。
「資産担保債」のクーポンを収益分配対象額として、定期分配を目指します。なお、3ヵ月円LIBORは変動するため、当該金利実勢を参照しつつ、委託会社が分配金水準を決定します。

■当ファンドの仕組み

当ファンドは、資産管理会社（オランダ籍）が発行する「資産担保債」を可能な限り高位に組み入れます。資産担保債への投資を通じて、ドイツ銀行等による信用補完を確保しながら、世界の投資適格企業に関連する債券・ローンなど債権への投資成果の享受を目指します。資産担保債の担保資産以外はドイツ銀行等の債務となります。

■資産担保債とは

- ・資産担保債とは、担保資産から得られる収入を原資として、元利金の支払が行われる債券を指します。資産管理会社は担保となる資産を分別・保管します。
- ・当ファンドが投資する資産担保債は、割安と判断される世界の投資適格企業に関連する債券・ローン等からの元利金収入と、ドイツ銀行等との各取引からの収入によって担保されています。
- ・当ファンドが投資する資産担保債は、利率が短期の円金利に連動する円建・変動利付債です。

■償還日における償還金と分配金累計額の合計が投資額を上回ることを目指します

- ・当ファンドが投資する資産担保債の全ての担保資産には、ドイツ銀行等による信用補完が行われます（「信用プロテクション」の提供）。また、担保資産の為替リスク・金利リスクのヘッジも行います。これにより、償還日における償還金と分配金累計額の合計が投資額を上回ることを目指します。
- ・「信用プロテクション」の提供を受けることで、担保資産の債務者等に財務状況の悪化（倒産・支払不履行・元利金の減免・元利払日の繰り延べ・支払優先順位の劣後化・元利払を行う通貨の主要国以外の通貨への変更）が起きた場合でも、担保資産現物をドイツ銀行等に引渡すことで、円建の当初投資元本を回収することができます。

■資産管理会社について

資産担保債の発行体である資産管理会社（Asset Repackaging Trust Five B.V.）は、有限責任の特別目的会社として、2001年6月にオランダ籍の会社として設立されました。設立の目的は所定のプログラムに基づいて債券を発行し、担保資産を購入し、スワップ契約その他の契約に基づき定められた義務を遂行することです。特別目的会社として、発行債券ごとの資産の分別管理、発行体の倒産隔離を前提とした設計がなされています。ドイツ銀行は本プログラムのアレンジャーとなっています。資産担保債の発行者である資産管理会社は、その担保資産を分別保管するものであり、投資について運用・管理を行うものではありません。

■ドイツ銀行グループについて

- ・総資産約1兆8,500億ユーロにのぼる世界最大規模の総合金融機関です。
- ・強固な財務基盤と高い信用力、そして優れた金融技術を活用して、世界73カ国、約10万1,694人に上る従業員が、幅広い金融サービスを提供しています。（出所：ドイツ証券株式会社 ※平成23年6月末日現在）

■BNPパリバ インベストメント・パートナーズについて

- ・銀行・保険・投資運用業を展開している欧州の総合金融グループであるフランスのBNPパリバグループの一員です。
- ・株主は、BNPパリバ インベストメント・パートナーズ エス・エイです。
- ・グループの運用残高は5,400億ユーロ（約63.1兆円）で、従業員数約3,800名。グローバルに世界44カ所の

運用拠点を配置しています。

※資産運用残高については平成23年6月末現在の為替、1ユーロ＝116.84円（出所：Bloomberg）で円換算しています。（出所：BNPパリバ アセット マネジメント エス・エイ・エス）その他のデータは記載のない限り、平成22年12月末現在。

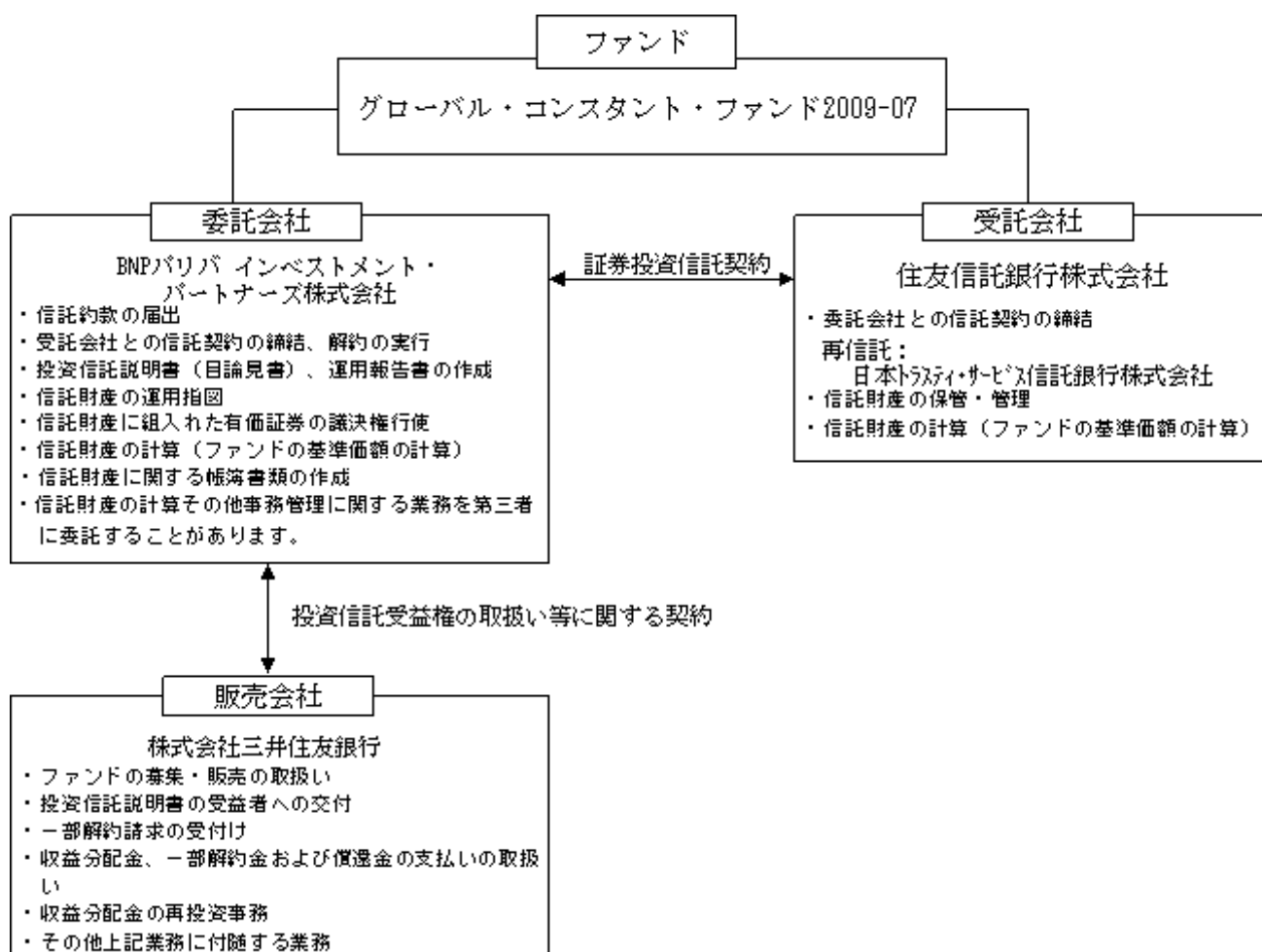
（２）【ファンドの沿革】

平成21年7月6日 関東財務局長に対して有価証券届出書提出

平成21年7月31日 ファンドの信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

A ファンドの関係法人



①ファンドの関係法人

名 称	関係業務の内容
《委託会社》 BNPパリバ インベストメント・ パートナーズ株式会社	当ファンドの委託者として、信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）および運用報告書の作成等を行います。
《受託会社》 住友信託銀行株式会社	当ファンドの受託者として、信託財産の保管・管理業務等を行います。なお、信託事務の一部を委託することができます。
《再信託受託会社》 日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社	受託会社から資産管理業務の委託を受けます。
株式会社三井住友銀行	当ファンドの販売会社として、募集・販売の取扱い、一部解約請求の受付け、収益分配金、一部解約金および償還金の支払い、ならびに収益分配金の再投資事務等を行います。

②委託会社が関係法人と締結している契約等の概要

＜証券投資信託契約＞

委託会社と受託会社の間で結ばれる契約で、運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。

＜投資信託受益権の取扱い等に関する契約＞

委託会社と販売会社との間で結ばれる契約で、販売会社の募集・販売の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

B 委託会社等の概況（平成23年8月末日現在）

資本金の額 4億5,000万円

沿革 平成10年11月9日 会社設立

平成10年11月30日 証券投資信託委託業の免許取得

平成11年2月26日 証券投資顧問業の登録

平成12年6月20日 投資一任契約業務の認可取得

平成12年8月1日 パリバ投資顧問株式会社の営業の全部を譲り受ける

平成12年8月1日 ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社に社名変更

平成22年7月1日 フォルティス・アセットマネジメント株式会社と合併

ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社を存続会社として「BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社」へ社名変更

大株主の状況

株 主 名	住 所	所 有 株 数	所 有 比 率
BNP Paribas Investment Partners S.A. ビー・エヌ・ピー・パリバ インベストメント・パートナーズ エス・エイ	フランス共和国 パリ75009 ブルヴァーオスマン1	9,000株	100%

BNPパリバグループの概要（平成23年8月末日現在）

BNPパリバグループ

BNPパリバグループは欧州を本拠とする世界有数の金融グループです。世界80を超える国と地域において200,000人以上の従業員を擁します。コーポレートバンキング・投資銀行業務、資産運用業務、ならびにリテール銀行業務という3つの主要業務分野を核に事業展開し、それぞれ業界のキープレーヤーとしての地位を占めています。ヨーロッパでは全業務を展開しており、なかでもフランス、イタリア、ベルギー、ルクセンブルクはリテール銀行業務の母国市場と位置づけられます。欧州―地中海沿岸全域において総合的な金融業務を展開するとともに、米国においても広範な拠点網を有します。欧州で既に確固とした地位を確立しているコーポレートバンキング・投資銀行業務ならびに資産運用業務は、米国、アジアにおいても着実かつ急拡大を続けています。

日本国内においても800名を超えるスペシャリストが、証券・投資銀行業務、法人向け銀行業務、資産運用業務、生命保険・損害保険業務等、各法人において多岐にわたる業務を展開しています。

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ

BNPパリバ インベストメント・パートナーズはBNPパリバグループの資産運用部門として、世界の金融機関や個人投資家向けに様々な資産運用サービスを提供しています。800人を超える各資産クラス向けのサービスに精通した運用担当者が、60の運用拠点によるネットワークを用いて、お客様とのパートナーシップを第一のコンセプトとした専門性の高いサービスを展開しています。

2【投資方針】

（1）【投資方針】

A 運用方針

当ファンドは、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

B 投資態度

（1）投資対象

主として社債を主要投資対象とします。

（2）投資態度

- ①主として資産管理会社が発行する債券に投資を行います。
- ②主たる債券は、発行1年以降に早期償還される場合があります。主たる資産担保債が償還された場合、当ファンドは直後の決算日に早期償還します。
- ③なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

※当ファンドは、資産管理会社が発行する債券（以下、資産担保債といいます。）を可能な限り高位に組み入れます。資産担保債への投資を通じて割安と判断される世界の投資適格企業に関連する債券・ローン等などの債権を主な投資対象とし、ドイツ銀行およびその他高格付金融機関の信用補完により、償還日における償還金と分配金累計額の合計が投資額を上回ることを目指します。

（2）【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

1. 有価証券
2. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第20条、第21条および第22条に定めるものに限りします。）
3. 金銭債権
4. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）

②投資の対象とする有価証券および金融商品の運用指図範囲等

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受証券を含みます。以下同じです。）及び新株予約権証券
12. 外国または外国の者が発行する証券または証書で、前各の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託又は外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号に定めるものをいいます。）
14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号に定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号に定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りします。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

19. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券の性質を有するもの、及び第14号の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、第13号の証券及び第14号の証券（ただし、投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

③委託会社は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

④上記①項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記②項の第1号から第4号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

⑤同一銘柄の債券に純資産額の50%を超えて投資することができます。

（3）【運用体制】

①運用機構と概要

委託会社は、多様な運用スタイル、投資対象を有する商品を高い専門性を発揮して提供するため、「組織運用制」と「ファンドマネージャー制」を採用しています。

・パフォーマンス評価及び投資運用委員会（8名程度）

原則として月1回及び随時に開催し、運用パフォーマンスの評価、投資運用や運用ガイドライン遵守等の状況についての報告が行われます。また必要に応じて投資運用に関する対応を図ります。

・内部管理委員会（7名程度）

原則として月1回開催し、法令諸規則や社内規則の遵守状況に関連する事項のレビュー等を行い、業務手続、コンプライアンス・システム及び内部管理の実施に資する対応を図ります。

・法務・コンプライアンス及びリスク管理部門（5名程度）

取引内容の法令遵守状況の確認を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに内部管理委員会等に報告を行います。また、法令遵守状況の監視及び定期的な確認、法令及びコンプライアンスに関する情報の役職員への提供、研修の実施等を行います。

②意思決定プロセス

A 運用部門（6名程度）が、マクロ経済環境、市場環境に関する分析・検討を行います。

B 上記の分析結果をふまえ、運用部門において、運用の投資方針を策定します。

C ファンドマネージャーは、上記方針に基づく具体的な運用戦略や投資計画を作成し実際の投資行動を行います。

D ファンドの運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理及び投資行動のチェックは、パフォーマンス評価及び投資運用委員会で行われます。これを運用部門にフィードバックすることにより、精度の高い運用体制を維持できるように努めています。

※上記運用体制は、平成23年8月末日現在の内容であり、今後変更される場合があります。

（4）【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

①収益分配方針

A 分配対象額の範囲は、元本超過額または経費控除後の利子、配当収益と売買益（評価益を含みます。）等の金額とします。

B 収益分配金額は、利子・配当等収益等の水準及び基準価額水準等を勘案し、委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

C 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

②収益分配の計理

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

収益分配可能額は、毎計算期間の末日において、信託約款第37条、第38条の規定する支出金控除後、収益分配前の信託財産の純資産総額に応じ、次に掲げる額とします。

- A 当該純資産総額が、当該元本額以上の場合には、当該元本超過額、または配当等収益（配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）から信託約款第37条、第38条に規定する支出金、ならびに計算期間中の一部解約額に係る配当等収益に相当する額を控除した額のいずれか多い額。
- B 当該純資産総額が、当該元本額に満たない場合には、配当等収益の額から信託約款第37条ならびに第38条に規定する支出金ならびに計算期間中の一部解約額に係る配当等収益に相当する額を控除した額。

③収益分配金のお支払

毎計算期間終了日後1か月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目）までに収益分配金を支払います。支払は、委託会社の指定する販売会社の営業所等において行うものとします。受益者が、支払開始日から5年間支払の請求を行わない場合はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

- （注）ファンドの分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払します。

（5）【投資制限】

A 信託約款による主な投資制限

- ①外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ②委託会社は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券及び新株予約権証券の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- ③委託会社は、取得時において信託財産の属する株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- ④委託会社は、取得時において信託財産に属する投資信託証券が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

B 投資する株式等の範囲

- ①委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの及び金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。但し、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券についてはこの限りではありません。
- ②前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券及び新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができます。

C 同一銘柄の株式等への投資制限

- ①委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が信託財産の純資産総額の100分5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ②委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

D 同一銘柄の転換社債等への投資制限

- ①委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債及び新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

E 信用取引の指図範囲

- ①委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
- ②前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 1. 信託財産に属する株券及び新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売出しにより取得する株券

5. 信託財産に属する転換社債の転換請求及び新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券及び新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券及び新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

F 先物取引等の運用指図・目的・範囲

- ①委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるわが国の有価証券に係るこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
- ②委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所等におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

G スワップ取引の運用指図・目的・範囲

- ①委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- ②スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ⑤委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

H 金利先渡取引の運用指図

- ①委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- ②金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ⑤委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- ⑥上記に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で

決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

I 公社債の空売りの指図及び範囲

- ①委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けをすることができ、なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- ②前記の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③信託財産の一部解約等の事由により、前記の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることになった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

J 公社債の借入れの指図及び範囲

- ①委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができ、なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- ②公社債の借入れの指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③信託財産の一部解約等の事由により、借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④公社債の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

K 特別な場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

L 外国為替予約の指図

委託者は信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。

M 有価証券の貸付の指図及び範囲

- ①委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式及び公社債を次の各号の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。
 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ②前項各号に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

N 資金の借入れ

- ①委託会社は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- ②一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ③借入金の利息は信託財産中より支弁します。

O 法令による投資制限

当ファンドに適用される投資信託及び投資法人に関する法律（以下、「投信法」といいます。）等関連法令上により、後記に掲げる取引は、制限されます。

- ①デリバティブ取引にかかる制限（金融商品取引法第42条の2第7号、金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ金融商品取引業者等が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用を行わないものとします。

②同一法人の発行する株式への投資制限（投信法第9条、同法施行規則第20条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第86号）第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）の総数が当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって取得することを受託会社指図しないものとします。

3【投資リスク】

A 基準価額の変動要因

当ファンドは、値動きのある金融商品に投資しますので、基準価額は変動します。

したがって、投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益は、すべて投資者の皆様へ帰属します。

なお、投資信託は預貯金とは異なります。

＜当ファンドのもつリスクの特性＞

当ファンドは、主要投資対象の資産担保債を通じて特定の発行体、借入人、保証人に関連する債権の投資比率が高くなるため当ファンドの基準価額は発行体、借入人、保証人の信用状況による価格変動を反映します。従って、当ファンドの値動きは、概ね金利動向及びその発行体、借入人、保証人の信用状況に左右される傾向があります。

主なリスクの分類については、以下の通りです。

①価格変動リスク

当ファンドが投資する債券は、一般に、政治・経済情勢、企業業績ならびに市場の需給等の影響を受け価格が変動します。組入れ銘柄が下落した場合に損失が生じるリスクがあります。

②信用リスク

一般に、債務不履行が生じた場合または予想される場合には、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。当ファンドの主要投資対象である資産担保債に組み入れている債権（債券）の発行体、借入人、保証人の信用状況の変化により価格が変動し下落する場合があります。なお、特定の発行体、借入人、保証人に対する債権への投資比率が高くなるため当ファンドの基準価額は主としてこれら発行体、借入人、保証人の信用状況の変動を反映します。発行体、借入人、保証人の信用力の低下、格付けの引き下げ、債務不履行が生じた場合、債券価格は下落しその結果基準価額が大きく下落する可能性があります。

③信用補完者リスク

当ファンドの主要投資対象である資産担保債に組み入れられている債権には、金融機関による信用補完が組み入れられています。信用補完を提供している金融機関の信用力の低下、格付けの引き下げ、債務不履行が生じた場合、通貨リスク（外貨建資産は為替の変動による影響も受けます。）が顕在化し、債券価格は下落しその結果基準価額が大きく下落する可能性があります。

市場環境によっては1年以内に組み入れられる債権の元本額が、資産担保債の発行額に満たない可能性があります。この場合、組み入れられていない部分についてはドイツ銀行向け無担保優先債権となり、ドイツ銀行の信用力の低下、格付けの引き下げ、債務不履行の影響を受けるリスクがあります。

④金利変動リスク

金利変動により債券価格が変動するリスクをいいます。一般に、債券価格は金利が上昇した場合には下落します。

⑤流動性リスク

一般に債券を売却する際に市場規模や取引量が少ないために市場実勢から期待される価格で売却できない場合、不測の損失を被るリスクがあります。主要投資対象である資産担保債は償還されるまで保有することを前提とし、銘柄入れ替えは行わないことを原則とします。ただし、主要投資対象の資産担保債の発行体からの利金支払いが滞った場合等には、委託会社の判断で当該資産担保債をすべて途中売却することがあり、その場合には信託契約を解約し、信託を終了させます。

⑥銘柄集中リスク

当ファンドは、特定の資産担保債を高位に組入れ、原則として銘柄入れ替えを行わない方針です。資産

担保債についてリスクが顕在化した場合、多数の銘柄に分散投資を行う投資信託の場合と比較し、大きな影響を被るリスクがあります。

⑦資産担保債固有の投資リスク

資産担保債には繰上償還条項が設定されています。金利低下局面において繰上償還された場合、金利低下による資産担保債の価格上昇を享受できない可能性があります。主要投資対象の資産担保債は組入れている債権の価値と当該債権を参照する信用補完契約の価値との差額（ベーススプレット）の変動等により価格が変動し下落する場合があります。ベーススプレットが拡大すれば資産担保債券の価格は下落し、縮小すれば上昇します。

※ 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

また証券投資信託の運用においては、一般的に主として下記にあげるリスクが想定されます。

<解約申込みに伴うファンドの資金流出に伴った基準価額変動のリスク>

解約資金を手当てするために当ファンドが保有する債券を売却する際の市場動向や取引量の状況等によっては、基準価額が大きく変動する可能性があります。

B 投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドが適切に運用されているかどうかを運用部門においてモニタリングを行います。業務部門は日々のトレード、約定、決済など、事務面での監視を実施します。一方、法務・コンプライアンス部門及びインベストメント・リスク管理部門では法令・諸規則、及び運用ガイドライン、信託約款などの遵守についてのモニタリングを実施します。更に、パフォーマンス評価及び投資運用委員会、内部管理委員会により定期的チェックを行い、投資リスクの管理体制を強化しています。

①パフォーマンス評価及び投資運用委員会

構成メンバー	C E O、運用各部門の代表者、業務部門の代表者、インベストメント・リスク管理部門の代表者、マーケティング部門の各代表者、監査役
所管業務	運用ファンドに対する運用成績の評価と問題点の把握、市場リスク、信用リスク、流動性リスクの検証
権限／責任範囲	運用成績改善要請、所管部門に対する問題点の是正勧告

②内部管理委員会

構成メンバー	法務・コンプライアンス部門の代表者、C E O、インベストメント・リスク管理部門の代表者、運用部門の代表者、業務部門の代表者、監査役
所管業務	業務手続、コンプライアンス・システム及び内部管理の実行・改善
権限／責任範囲	上記所管業務に関する問題点の討議及び所管部門に対する調整

※上記の内容は平成23年8月末日現在であり、ファンドの投資リスクに対する管理体制は委託会社の組織変更等により今後変更される場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

お買付価額に1.575%（税抜1.50%）を乗じて得た額としました。

※お申込手数料には消費税等相当額がかかります。

(2)【換金（解約）手数料】

①換金（解約）手数料

解約手数料はありません。

②信託財産留保額

解約約定日の基準価額に0.3%を乗じて得た額とします。

(3)【信託報酬等】

①信託報酬の総額は、信託財産の残存元本総額に対し年0.5145%（税抜年0.49%）を乗じて得た額とし、信託報酬の配分は以下の通りです。

委託会社	販売会社	受託会社
年0.315%（税抜年0.30%）	年0.1575%（税抜年0.15%）	年0.042%（税抜年0.04%）

信託約款第38条に規定する計算期間を通じて毎日計算して費用として計上されます。

②上記の信託報酬は、毎計算期間期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

③信託報酬に対する消費税等に相当する金額は、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

(4)【その他の手数料等】

ファンドは以下の間接的な費用も負担します。

信託事務の諸費用	信託財産に関する租税 有価証券届出書、有価証券報告書、目論見書、運用報告書等の法定書類の作成・印刷費用 信託事務の処理に要する諸費用
売買・保管等に要する費用	ファンドの組入有価証券等の売買に係る売買手数料等 先物・オプション取引に要する費用 外国における資産の保管等に要する費用等、その他の金融商品取引に要する費用
資金の借入れ	信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合の当該借入金の利息等
その他	受託会社の立て替えた立替金の利息 当該各費用に係る消費税相当額

上記の信託事務の諸費用及び当該費用にかかる消費税等をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際または予想される金額を上限として、信託財産よりご負担いただきます。ただし、委託会社は信託財産の規模等を考慮して、信託の期中に、随時かかる諸費用の年率を見直して、これを変更することができます。

※当ファンドの主要投資対象である資産担保債における間接的な費用や、その他の費用については、定時に見直されるものや売買条件等により異なるものがある為、当該費用および合計額（上限額等を含む）及び具体的な金額を表示することが出来ません。

上記ファンドでご負担いただく各当該費用に係る信託報酬、その他の費用（当ファンドの主要投資対象である資産担保債における間接的な費用を含みます。）の合計額、上限額、計算方法等は、保有期間に応じて異なるものが含まれていたり、発生時、請求時に初めて具体的な金額を認識するものがあつたりすることから、予め具体的な金額等を記載することはできません。

(5) 【課税上の取扱い】

A 個人の受益者に対する課税

	平成25年12月31日まで	平成26年1月1日以降
収益分配金の課税	収益分配金については、10%（所得税7%および地方税3%）の税率で源泉徴収され確定申告不要となります。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税を選択することができます。	収益分配金については、20%（所得税15%および地方税5%）の税率で源泉徴収され確定申告不要となります。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税を選択することができます。
解約時および償還時の課税	譲渡益（解約価額および償還価額から取得費を控除した利益をいいます。）については、譲渡所得として10%（所得税7%および地方税3%）の税率が適用され、申告分離課税となります。なお、源泉徴収選択口座を選択した場合には、原則として確定申告不要となります。	譲渡益（解約価額および償還価額から取得費を控除した利益をいいます。）については、譲渡所得として20%（所得税15%および地方税5%）の税率が適用され、申告分離課税となります。なお、源泉徴収選択口座を選択した場合には確定申告不要となります。

<損益通算について>

解約時および償還時の損益については、確定申告により上場株式等との譲渡損益および申告分離課税を選択した場合の上場株式等の配当所得との損益通算が可能となります。

B 法人の受益者に対する課税

	平成25年12月31日まで	平成26年1月1日以降
収益分配金 解約時および償還時	収益分配金ならびに解約時および償還時の元本超過額に対しては、7%（所得税7%）の税率で源泉徴収されます。	収益分配金ならびに解約時および償還時の元本超過額に対しては、15%（所得税15%）の税率で源泉徴収されます。

<益金不算入制度について>

当ファンドは、配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

※ 税法が改正された場合等には、上記の内容が変更となる場合があります。

※ 課税上の取扱いの詳細については、税務専門家に確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

平成23年8月末日現在

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
社債券	オランダ	4,030,747,700	99.05
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		38,729,182	0.95
合計（純資産総額）		4,069,476,882	100.00

（注1）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同じです。

（注2）投資比率は、小数第3位以下を四捨五入してあります。

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

A 評価額上位銘柄

平成23年8月末日現在

国／地域	種類	銘柄名	額面 （千円）	簿価単価 簿価金額 （円）	評価単価 評価金額 （円）	投資 比率 （％）
オランダ	社債券	Art 5 クレジットプロテクション付 担保債	4,060,000	100.00 4,060,000,000	99.2795 4,030,747,700	99.05

B 種類別の投資比率

平成23年8月末日現在

種類	国内／外国	投資比率（％）
社債券	外国	99.05

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他の投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

平成22年8月末日から平成23年8月末日における各月末日ならびに各計算期間末日の純資産の推移は以下のとおりです。

年 月 日			純資産総額（百万円）		基準価額（円）	
			（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1 特定計算期間	第1 期	（平成21年10月16日）	5,121	5,137	10,008	10,038
	第2 期	（平成22年1月18日）	5,121	5,139	10,009	10,044
第2 特定計算期間	第3 期	（平成22年4月16日）	5,123	5,138	10,012	10,042
	第4 期	（平成22年7月16日）	5,074	5,089	9,917	9,947
第3 特定計算期間	第5 期	（平成22年10月18日）	4,879	4,895	9,919	9,951
	第6 期	（平成23年1月17日）	4,751	4,765	9,923	9,953
第4 特定計算期間	第7 期	（平成23年4月18日）	4,516	4,530	9,926	9,956
	第8 期	（平成23年7月19日）	4,400	4,413	9,929	9,959
			平成22年8月末日	4,934	—	9,933
			平成22年9月末日	4,893	—	9,945
			平成22年10月末日	4,796	—	9,925
			平成22年11月末日	4,779	—	9,935
			平成22年12月末日	4,763	—	9,948
			平成23年1月末日	4,671	—	9,930
			平成23年2月末日	4,589	—	9,938

	平成23年3月末日	4,528	—	9,950	—
	平成23年4月末日	4,501	—	9,934	—
	平成23年5月末日	4,454	—	9,942	—
	平成23年6月末日	4,411	—	9,954	—
	平成23年7月末日	4,382	—	9,934	—
	平成23年8月末日	4,069	—	9,948	—

（注）上記の基準価額は、1万口当たりの純資産額です。

②【分配の推移】

		1万口当たりの分配金（円）
第1特定計算期間	第1期計算期末	30
	第2期計算期末	35
第2特定計算期間	第3期計算期末	30
	第4期計算期末	30
第3特定計算期間	第5期計算期末	32
	第6期計算期末	30
第4特定計算期間	第7期計算期末	30
	第8期計算期末	30

③【収益率の推移】

			収益率（％）
第1特定計算期間	第1期	（平成21年10月16日）	0.4
	第2期	（平成22年1月18日）	0.4
第2特定計算期間	第3期	（平成22年4月16日）	0.3
	第4期	（平成22年7月16日）	△0.6
第3特定計算期間	第5期	（平成22年10月18日）	0.3
	第6期	（平成23年1月17日）	0.3
第4特定計算期間	第7期	（平成23年4月18日）	0.3
	第8期	（平成23年7月19日）	0.3

（注）各計算期間の収益率とは、計算期間末日の分配付基準価額から前期末日分配落基準価額を控除した額を前期末日分配落基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数をいいます。

（４）【設定及び解約の実績】

当ファンドの設定日（平成21年7月31日）から第8期末（平成23年7月19日）までの販売及び一部解約の実績は次の通りです。

		設定口数	解約口数
第1特定計算期間	第1期	5,117,924,465	—
	第2期	—	984,495
第2特定計算期間	第3期	—	—
	第4期	—	—
第3特定計算期間	第5期	—	197,046,528
	第6期	—	131,203,555
第4特定計算期間	第7期	—	238,049,696
	第8期	—	119,170,323

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

お申込単位は、1万円以上1円単位といたしました。

受益権の発行価額は、1口当たり1円です。

◆なお、お申込手数料については「第一部ファンド情報 第一 ファンドの状況 4 手数料等及び税金（1）申込手数料」をご覧ください。

※取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払と引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

2【換金（解約）手続等】

受益者（委託会社の指定する販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に1口単位をもって途中換金の実行を請求することができます。

換金（解約）申込みは、毎月4日（休業日の場合は翌営業日）を解約請求日として、月1回行うことができます。解約請求受け後の当月18日（休業日の場合は翌営業日）を解約約定日とし、解約約定日の基準価額で解約されます。

①解約価額は解約約定日の基準価額を使用し、そこから信託財産留保額（解約約定日の基準価額の0.3%を乗じた金額です。）を控除した額とします。

②換金代金は、原則として上記の解約請求を受理した解約約定日から起算して8営業日からお申込みの販売会社においてお支払いします。

③金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情がある時は、ご換金の請求の受け付けを中止することおよびすでに受付けたご換金の請求の受け付けを取り消す場合があります。

※ご換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の途中換金を委託会社が行うのと引換えに、当該途中換金に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

A 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券及び信託約款第24条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、信託財産に属する外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下、「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算は、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、信託約款第26条に規定する予約為替の評価は原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

B 基準価額の算出頻度と照会方法

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出され、委託会社および委託会社が指定する販売会社で入手できます。基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただければ、いつでもお知らせいたします。

《委託会社へのお問い合わせ先》

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社

電話番号：0120-996-222

受付時間：毎営業日 午前10時～午後5時

ホームページ：<http://www.bnpparibas-ip.jp/>

(2)【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

平成21年7月31日から平成25年1月16日までとします。ただし、償還日が休業日の場合は翌営業日とします。但し、下記「（５）その他（Ⅰ）ファンドの償還条件」に該当した場合は、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了する場合があります。

（４）【計算期間】

当ファンドの計算期間は毎年1月17日から4月16日まで、4月17日から7月16日まで、4月17日から10月16日まで、10月17日から翌年1月16日までとします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成21年10月16日までとします。また、各計算期間終了日に該当する日（以下、「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

（５）【その他】

（Ⅰ）ファンドの償還条件

A 信託期間中に下記の①～③に該当した場合は、受託会社と合意のうえ信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

- ①信託契約の一部を解約することにより受益権の残存口数が10億口を下回った場合
- ②この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認められた場合
- ③その他やむを得ない事情が発生した場合

また、当ファンドの主要投資対象である資産担保債が償還になった場合、当ファンドも当該資産担保債償還直後の計算期間終了日に信託契約を解約し、信託を終了させます。

上記の場合において委託会社はあらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

＜主要投資対象の資産担保債の早期償還と当ファンドの償還について＞

資産担保債の償還判定日は資産担保債の発行後約1年後（平成22年6月）より毎年3月、6月、9月、12月の各16日（東京、ニューヨーク、ロンドン、シンガポールの証券取引所休業日の場合は翌営業日）において担保資産が組み入れていない場合、資産担保債は償還され、これに伴い直後の決算で当ファンドを償還します。なお資産担保債の償還判定の結果は償還判定の翌営業日にわかります。

- ④委託会社は、上記の事項（主要投資対象である資産担保債が早期償還される場合を除きます。）について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ⑤上記④項の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ⑥上記④項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑦上記④項から⑥項までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

B 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約または信託約款の変更の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させ、または信託約款を変更します。委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後記（Ⅲ）信託約款の変更等に当たります。

C 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。前記の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、信託約款第50条第2項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

D 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は信託約款第50条の規定に従い新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記

によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。受託会社が辞任した後、委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

- E 委託会社は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(II) 償還金について

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

受益者が、支払開始日から10年間その支払を請求をしないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(III) 信託約款の変更等

- A 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、信託約款は信託約款第50条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- B 委託会社は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- C 前項の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- D Bの書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- E 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- F BからEまでの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- G 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(IV) 公告

委託会社が受益者に対してする公告は日本経済新聞に掲載します。

(V) 信託約款に関する疑義の取扱い

信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。

(VI) 反対者の買取請求権

信託約款第45条に規定する信託契約の解約または信託約款第50条に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な信託約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、信託約款第45条第2項または第50条第2項に規定する書面に付記します。

(VII) 運用報告書

委託会社は、6ヵ月毎および償還時に、運用経過等を記載した運用報告書を作成し、かつ販売会社を経由

して知られたる受益者に交付します。なお、当該運用報告書は委託会社等のホームページにおいても受益者その他一般投資家に対して開示されることがあります。

(Ⅷ) 関係法人との契約更改

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱い等に関する契約」の契約期間は、契約締結日から1年とします。ただし双方から契約満了日の3ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とします。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

①分配金、償還金受領権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金・償還金を、持ち分に応じて委託会社から受領する権利を有します。また、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

（注）ファンドの分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。

②受益権の一部解約請求権

受益者は、受益権の一部解約を販売会社を通じて委託会社に請求することができます。

③受益権均等分割

受益者は、所有する受益権の口数に応じて均等に当ファンドの受益権を保有します。

受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生じることはありません。

④帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

⑤当初の受益者

ファンドの信託契約締結当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

⑥委託会社の免責

上記の収益分配金、償還金および一部解約金の受益者への支払いについては、委託会社は販売会社に対する支払いをもって免責されるものとします。かかる支払いがなされた後は、当該収益分配金、償還金および一部解約金は、源泉徴収されるべき税額（および委託会社が一定期間経過後、販売会社より回収した金額があればその金額）を除き、受益者の計算に属する金銭になるものとします。

第3【ファンドの経理状況】

- （1）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- （2）当ファンドの計算期間は、6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。
- （3）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前特定期間（平成22年7月17日から平成23年1月17日まで）及び、当特定期間（平成23年1月18日から平成23年7月19日まで）の財務諸表について、優成監査法人による監査を受けております。

1 【財務諸表】

【グローバル・コンスタント・ファンド2009-07】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 (平成23年1月17日現在)	当期 (平成23年7月19日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	36,642,968	50,472,677
社債券	4,734,532,640	4,348,466,210
未収入金	—	19,810,780
未収利息	50	69
その他未収収益	920,459	279,871
流動資産合計	4,772,096,117	4,419,029,607
資産合計	4,772,096,117	4,419,029,607
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	14,366,069	13,294,409
未払受託者報酬	501,573	467,975
未払委託者報酬	5,642,807	5,264,776
流動負債合計	20,510,449	19,027,160
負債合計	20,510,449	19,027,160
純資産の部		
元本等		
元本	※1, ※2 4,788,689,887	※1, ※2 4,431,469,868
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	※3 △37,104,219	※3 △31,467,421
元本等合計	4,751,585,668	4,400,002,447
純資産合計	4,751,585,668	4,400,002,447
負債純資産合計	4,772,096,117	4,419,029,607

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 自 平成22年 7 月17日 至 平成23年 1 月17日	当期 自 平成23年 1 月18日 至 平成23年 7 月19日
営業収益		
受取利息	44,908,759	39,620,072
有価証券売買等損益	△395,070	819,860
その他収益	619,423	572,792
営業収益合計	45,133,112	41,012,724
営業費用		
受託者報酬	1,044,171	958,371
委託者報酬	11,746,977	10,781,886
営業費用合計	12,791,148	11,740,257
営業利益又は営業損失（△）	32,341,964	29,272,467
経常利益又は経常損失（△）	32,341,964	29,272,467
当期純利益又は当期純損失（△）	32,341,964	29,272,467
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	—	—
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△42,661,230	△37,104,219
剰余金増加額又は欠損金減少額	3,324,775	3,310,660
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	3,324,775	3,310,660
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	—
剰余金減少額又は欠損金増加額	—	—
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	—
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	—
分配金	※1 30,109,728	※1 26,946,329
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△37,104,219	△31,467,421

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	前期 自 平成22年 7 月17日 至 平成23年 1 月17日	当期 自 平成23年 1 月18日 至 平成23年 7 月19日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	社債券 個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）又は、価格情報会社の提示する価額で評価しております。	社債券 同左
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	特定期間末日の取扱い 平成23年 1 月16日が休日のため、当特定期間末日を平成23年 1 月17日としております。	特定期間末日の取扱い 平成23年 1 月16日が休日のため、前特定期間末日を平成23年 1 月17日としております。また、平成23年 7 月16日及びその翌日及びその翌々日が休日のため、当特定期間末日を平成23年 7 月19日としております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	前期 (平成23年 1 月17日現在)	当期 (平成23年 7 月19日現在)
※ 1 信託財産に係る設定年月日、設定元本額、期首元本額及び元本残存率 設定年月日 設定元本額 期首元本額 元本残存率	平成21年 7 月31日 5,117,924,465 円 5,116,939,970 円 93.57 %	平成21年 7 月31日 5,117,924,465 円 4,788,689,887 円 86.59 %
※ 2 特定期間末日における受益権の総数	4,788,689,887 口	4,431,469,868 口
※ 3 「投資信託財産の計算に関する規則」 第55条の 6 第10号に規定する額 元本の欠損	37,104,219 円	31,467,421 円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 平成22年 7 月17日 至 平成23年 1 月17日			当期 自 平成23年 1 月18日 至 平成23年 7 月19日		
※ 1 分配金の計算過程 （平成22年 7 月17日から平成22年10月18日までの分配金計算期間）			※ 1 分配金の計算過程 （平成23年 1 月18日から平成23年 4 月18日までの分配金計算期間）		
項目			項目		
配当等収益額	A	28,760,386 円	配当等収益額	A	27,816,493 円
経費	B	6,617,541 円	経費	B	5,942,706 円
差引配当等収益額	C=A-B	22,142,845 円	差引配当等収益額	C=A-B	21,873,787 円
当ファンドの期末残存口数	D	4,919,893,442 口	当ファンドの期末残存口数	D	4,550,640,191 口
当ファンドの期中平均残存受益権口数	E	4,986,281,174 口	当ファンドの期中平均残存受益権口数	E	4,624,149,096 口
分配可能額	F=C×D/E	21,848,033 円	分配可能額	F=C×D/E	21,526,065 円
1 万口当たり分配可能額	G=F/D×10,000	44.40 円	1 万口当たり分配可能額	G=F/D×10,000	47.30 円
1 万口当たり分配額	H	32.00 円	1 万口当たり分配額	H	30 円
収益分配金金額	I=H×D/10,000	15,743,659 円	収益分配金金額	I=H×D/10,000	13,651,920 円

（平成22年10月19日から平成23年 1 月17日までの分配金計算期間）			（平成23年 4 月19日から平成23年 7 月19日までの分配金計算期間）		
項目			項目		
配当等収益額	A	28,157,986 円	配当等収益額	A	28,216,548 円
経費	B	6,173,607 円	経費	B	5,797,551 円
差引配当等収益額	C=A-B	21,984,379 円	差引配当等収益額	C=A-B	22,418,997 円
当ファンドの期末残存口数	D	4,788,689,887 口	当ファンドの期末残存口数	D	4,431,469,868 口
当ファンドの期中平均残存受益権口数	E	4,810,742,560 口	当ファンドの期中平均残存受益権口数	E	4,481,038,250 口
分配可能額	F=C×D/E	21,883,601 円	分配可能額	F=C×D/E	22,171,002 円
1 万口当たり分配可能額	G=F/D×10,000	45.69 円	1 万口当たり分配可能額	G=F/D×10,000	50.03 円
1 万口当たり分配額	H	30.00 円	1 万口当たり分配額	H	30 円
収益分配金金額	I=H×D/10,000	14,366,069 円	収益分配金金額	I=H×D/10,000	13,294,409 円

（金融商品に関する注記）

I. 金融商品の状況に関する事項

	前期 自 平成22年7月17日 至 平成23年1月17日	当期 自 平成23年1月18日 至 平成23年7月19日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対する投資を行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券（社債券）、金銭債権及び金銭債務であります。これらは、価格変動リスク、信用リスク、信用補完者リスク、金利変動リスク、流動性リスク、銘柄集中リスク、資産担保債固有の投資リスクを有しております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では、金融商品に係るリスク全般について、運用調査部門から独立した複数の部署及び会議体において組織的に管理を行っております。上記のリスクについては、パフォーマンス評価及び投資運用委員会により定期的に検証を行い、その結果に基づき関連所轄部門に対する問題点の是正勧告を行っております。事務リスクについては内部管理委員会により定期的に検証を行っております。また、日常的モニタリングとして、業務部門による日々のトレード、約定、決済におけるモニタリング及びコンプライアンス部門による法令・諸規則、及び運用ガイドライン、信託約款などの遵守についてのモニタリングを実施しております。	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件などによった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（４）【附属明細表】**第１ 有価証券明細表****（１）株式**

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄名	券面総額	評価額	備考
社債券	日本円	Art 5 クレジットプロテクション付担保債	4,390,000,000	4,348,466,210	
合計			4,390,000,000	4,348,466,210	

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成23年8月末日

I 資産総額	4,071,954,259 円
II 負債総額	2,477,377 円
III 純資産総額（I－II）	4,069,476,882 円
IV 発行済数量	4,090,578,791 口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.9948 円
（1万口当たりの純資産額	9,948 円）

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

当ファンドの受益権は振替受益権であるため、委託会社はこの信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

A 名義書換

該当するものではありません。

B 受益者等に対する特典

該当するものではありません。

C 受益権の譲渡

- ①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ②前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。但し、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③委託会社は、上記①項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

D 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、前記の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

E 受益権の再分割

受益権の再分割を行いません。但し、社振法に定めるところに従い、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

F 償還金

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託会社の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として支払います。）に支払います。

G 質権口記載または記録の受益権の取扱い

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払等については、信託約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

A 資本金の額（平成23年8月末日現在）

資本金 4億5,000万円
発行株式総数 50,000株
発行済株式総数 9,000株
株式 記名式・額面100,000円
＜最近5年間における資本金の額の増減＞
平成17年3月30日に8億500万円の減資
平成17年3月30日に3億1,000万円の増資
平成21年6月30日に4億5,000万円の増資
平成22年2月5日に4億5,000万円の減資

B 委託会社等の機構

（1）経営体制

3名以上の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は、発行済株式総数の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとし、欠員の補充または増員により就任した取締役の任期は、他の取締役の残存任期と同一です。

取締役会は、取締役中より代表取締役1名以上を選任します。また、取締役の中から役付取締役を選任することができます。

取締役会は、代表取締役が招集し、議長となります。代表取締役に事故ある時、または代表取締役が取締役会を招集しようとし、しない時もしくは議長となろうとし、しない時は、取締役会が予め定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わります。取締役会の招集通知は、会日の1週間前にこれを発します。取締役および監査役全員の一致の同意がある時は、招集通知を省略し、または招集期間を短縮することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

（2）運用体制

①運用機構と概要

当社は、多様な運用スタイル、投資対象を有する商品を高い専門性を発揮して提供するため、「組織運用制」と「ファンドマネージャー制」を採用しています。

・パフォーマンス評価及び投資運用委員会（8名程度）

原則として月1回及び随時に開催し、運用パフォーマンスの評価、投資運用や運用ガイドライン遵守等の状況についての報告が行われます。また必要に応じて投資運用に関する対応を図ります。

・内部管理委員会（7名程度）

原則として月1回開催し、法令諸規則や社内規則の遵守状況に関連する事項のレビュー等を行い、業務手続、コンプライアンス・システム及び内部管理の実施に資する対応を図ります。

・法務・コンプライアンス及びリスク管理部門（5名程度）

取引内容の法令遵守状況の確認を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに内部管理委員会等に報告を行います。また、法令遵守状況の監視及び定期的な確認、法令及びコンプライアンスに関する情報の役職員への提供、研修の実施等を行います。

②意思決定プロセス

A 運用部門（6名程度）が、マクロ経済環境、市場環境に関する分析・検討を行います。

B 上記の分析結果をふまえ、運用の投資方針を策定します。

C ファンドマネージャーは、上記方針に基づく具体的な運用戦略や投資計画を作成し実際の投資行動を行います。

D 運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および投資行動のチェックは、パフォーマンス評価委員会及び投資運用委員会で行われます。これを運用部門にフィードバックすることにより、精度の高い運用体制を維持できるように努めています。

※上記は平成23年8月末日現在の内容であり、今後変更される場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに、金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言・代理業務及び第二種金融商品取引業務を行っています。

委託会社が運用するファンドの本数及び純資産総額合計額は以下の通りです。（平成23年8月末日現在）

種類	ファンド数（本）	純資産総額合計額（単位：億円）
追加型株式投資信託	69	2,416
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	29	645
単位型公社債投資信託	28	533
合計	126	3,595

※純資産総額合計額の金額については、億円未満の端数を切り捨てして記載しており、表中の個々の金額と合計欄の金額は一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、第12期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、改正前の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて、第13期事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）については、改正後の財務諸表等規則並びに同規則第2条の規定に基づき、改正後の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

財務諸表の金額については、千円未満を切り捨てて記載しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第12期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）及び第13期事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

【財務諸表】

(1) 【貸借対照表】

期別		第12期 (平成22年 3 月31日現在)		第13期 (平成23年 3 月31日現在)	
資産の部					
科 目	注記 番号	内 訳	金 額	内 訳	金 額
		千円	千円	千円	千円
流動資産					
預金	＊ 2		650,883		1,097,456
前払費用			21,476		40,611
未収委託者報酬			630,040		1,068,576
未収運用受託報酬			79,709		269,440
未収投資助言報酬			68,017		66,031
未収収益			16,185		1,011,320
未収入金			8,019		9,158
立替金			—		16,666
未収消費税等			—		2,550
貸倒引当金			—		△ 18,954
流動資産計			1,474,334		3,562,858
固定資産					
有形固定資産			96,126		121,782
建物	＊ 1	93,220		118,534	
器具備品	＊ 1	2,905		3,248	
無形固定資産			2,288		257,758
ソフトウェア		1,163		2,752	
のれん		—		252,714	
その他		1,124		2,291	
投資その他の資産			157,154		379,872
長期差入保証金		151,154		372,871	
その他		6,000		7,000	
固定資産計			255,568		759,412
資産合計			1,729,903		4,322,270

期別		第12期 (平成22年 3 月31日現在)		第13期 (平成23年 3 月31日現在)		
負債の部						
科目	注記 番号	内訳	金額	内訳	金額	
		千円	千円	千円	千円	
流動負債	※ 2					
預り金			78,131		179,435	
未払金			544,232		1,021,798	
未払手数料		313,366		675,141		
未払委託調査費		196,124		313,612		
その他未払金		34,742		33,045		
未払費用			57,143		723,575	
未払法人税等			3,895		15,855	
賞与引当金			41,815		90,353	
役員賞与引当金			5,179		11,222	
関係会社借入金			—		300,000	
流動負債計				730,397		2,342,235
固定負債						
退職給付引当金				347,596		482,224
役員退職慰労引当金				10,050		—
預り敷金保証金				—		223,121
固定負債計			357,646		705,345	
負債合計			1,088,043		3,047,579	
純資産の部						
科目	注記 番号	内訳	金額	内訳	金額	
		千円	千円	千円	千円	
株主資本						
資本金			450,000		450,000	
資本剰余金			457,777		1,915,644	
資本準備金		7,777		7,777		
その他資本剰余金		450,000		1,907,867		
利益剰余金			△265,918		△1,090,952	
利益準備金		75,500		75,500		
その他利益剰余金						
繰越利益剰余金		△341,418		△1,166,452		
株主資本合計			641,859		1,274,691	
評価・換算差額等						
その他有価証券評価差額金			—		0	
評価・換算差額等合計			—		0	
純資産合計			641,859		1,274,691	
負債・純資産合計			1,729,903		4,322,270	

（２）【損益計算書】

期別		第12期 自平成21年４月１日 至平成22年３月31日		第13期 自平成22年４月１日 至平成23年３月31日	
科目	注記 番号	内訳	金額	内訳	金額
		千円	千円	千円	千円
営業収益					
委託者報酬			2,287,627		3,804,714
運用受託報酬			228,150		644,089
投資助言報酬			214,404		164,216
その他営業収益			63,660		1,172,399
営業収益計			2,793,843		5,785,419
営業費用					
支払手数料			1,058,102		2,057,927
広告宣伝費			7,306		26,297
調査研究費			51,923		89,765
委託調査費			513,358		719,478
委託計算費			97,072		348,430
営業雑経費			53,136		88,685
印刷費		49,900		83,216	
協会費		3,235		5,468	
営業費用計			1,780,901		3,330,584
一般管理費					
給料			825,549		1,363,746
役員報酬		72,320		116,319	
給料・手当		605,972		1,109,432	
賞与		147,256		137,995	
業務委託費			105,244		279,364
交際費			549		3,077
旅費交通費			16,160		51,306
事業税			5,135		15,767
租税公課			8,132		11,443
不動産賃借料			211,357		225,073
賞与引当金繰入額			41,815		76,142
役員賞与引当金繰入額			5,179		11,222
退職金			—		19,929
退職給付費用			55,464		103,207
役員退職慰労金			3,594		4,203
役員退職慰労引当金繰入額			10,050		—
固定資産減価償却費			10,613		13,021
のれん償却費			—		78,428
諸経費			70,134		217,815
一般管理費計			1,368,979		2,473,750
営業利益又は営業損失 （△）			△356,037		△ 18,915

期別		第12期 自平成21年4月1日 至平成22年3月31日		第13期 自平成22年4月1日 至平成23年3月31日	
科目	注記 番号	内訳	金額	内訳	金額
営業外収益	※ 1				
受取利息		562		222	
受取違約金		13,026		—	
為替差益		—		51,460	
雑益		2,189		12,174	
営業外収益計			15,778		63,858
営業外費用	※ 1				
支払利息		—		1,490	
雑損失		208		3,968	
営業外費用計			208		5,458
経常利益又は経常損失 （△）			△340,468		39,484
特別損失					
固定資産除却損			—		397
過年度賞与引当金繰入不足額			—		14,211
特別損失計			—		14,609
税引前当期純利益又は税引 前当期純損失（△）			△340,468		24,875
法人税、住民税及び事業税		950		3,982	
法人税等調整額		—	950	353,209	357,191
当期純利益又は当期純損失 （△）			△341,418		△332,316

（３）【株主資本等変動計算書】

第12期
自 平成21年４月１日
至 平成22年３月31日

(単位：千円)

株主資本		
資本金	前期末残高	450,000
	当期変動額	450,000
	新株の発行 その他資本剰余金へ振替	△450,000
	当期変動額合計	—
	当期末残高	450,000
資本剰余金		
資本準備金	前期末残高	37,000
	当期変動額	315,000
	新株の発行 その他利益剰余金へ振替	△344,223
	当期変動額合計	△29,223
	当期末残高	7,777
その他資本剰余金	前期末残高	200
	当期変動額	△200
	その他利益剰余金へ振替 資本金から振替	450,000
	当期変動額合計	449,800
	当期末残高	450,000
資本剰余金合計	前期末残高	37,200
	当期変動額	420,577
	当期末残高	457,777
利益剰余金		
利益準備金	前期末残高	75,500
	当期変動額	—
	当期末残高	75,500
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	前期末残高	△344,423
	当期変動額	—
	剰余金の配当 資本剰余金から振替 当期純損失	344,423
	当期変動額合計	△341,418
	当期末残高	3,005
		△341,418
利益剰余金合計	前期末残高	△268,923
	当期変動額	3,005
	当期末残高	△265,918
株主資本合計	前期末残高	218,277
	当期変動額	423,582
	当期末残高	641,859
純資産合計	前期末残高	218,277
	当期変動額	423,582
	当期末残高	641,859

第13期
自 平成22年4月1日
至 平成23年3月31日

(単位：千円)

株主資本		
資本金	前期末残高	450,000
	当期変動額	—
	当期末残高	450,000
資本剰余金		
資本準備金	前期末残高	7,777
	当期変動額	—
	当期末残高	7,777
その他資本剰余金	前期末残高	450,000
	当期変動額	企業結合による増加 1,457,867
	当期変動額合計	1,457,867
	当期末残高	1,907,867
資本剰余金合計	前期末残高	457,777
	当期変動額	1,457,867
	当期末残高	1,915,644
利益剰余金		
利益準備金	前期末残高	75,500
	当期変動額	—
	当期末残高	75,500
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	前期末残高	△341,418
	当期変動額	企業結合による増加 △492,718
		当期純損失 △332,316
		当期変動額合計 △825,034
	当期末残高	△1,166,452
利益剰余金合計	前期末残高	△265,918
	当期変動額	△825,034
	当期末残高	△1,090,952
株主資本合計	前期末残高	641,859
	当期変動額	632,832
	当期末残高	1,274,691
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	前期末残高	—
	当期変動額	0
	当期末残高	0
純資産合計	前期末残高	641,859
	当期変動額	632,832
	当期末残高	1,274,691

重要な会計方針

期別 項目	第12期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	第13期 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日
1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	その他有価証券 時価のあるもの — 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用 しております。	その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時 価法（時価差額は全部純資産直入 法により処理し、売却原価は移動 平均法により算定）を採用してお ります。 時価のないもの 同左
2. 固定資産の減価償却 の方法	(1) 有形固定資産 定額法により償却しておりま す。 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。 なお、ソフトウェア（自社利用） については、社内における見込み 利用可能期間（5年）による定額 法を採用しております。	(1) 有形固定資産 同左 (2) 無形固定資産 同左 なお、ソフトウェア（自社利用） については、社内における見込み 利用可能期間（5年）による定額 法を採用しております。 また、のれんについては5年間の 期間均等償却によっております。
3. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員への賞与支給に備えるた め、支給見込み額のうち当事業年 度に負担すべき額を計上しており ます。 (2) 役員賞与引当金 役員への賞与支給に備えるため、 支給見込み額のうち当事業年度に 負担すべき額を計上しておりま す。	(1) 賞与引当金 同左 (2) 役員賞与引当金 同左

項目	期別 第12期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	第13期 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日
4. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準 5. その他財務諸表作成のための重要な事項	(3) 退職給付引当金 従業員の退職金の支払いに備えて、当社退職金規定に基づく自己都合退職金要支給額を計上しております。 (4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えて、内規に基づく期末要支給額を計上しております。 — 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜き方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等については、発生事業年度の期間費用としております。	(3) 退職給付引当金 同左 (4) 役員退職慰労引当金 同左 (5) 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等を、貸倒懸念債権等の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 外貨建金銭債権債務は、事業年度末の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しております。 消費税等の会計処理 同左

会計方針の変更

第12期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	第13期 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日
—	（企業結合に関する会計基準等の適用） 当事業年度より、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）、及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）を適用しております。 （資産除去債務に関する会計基準） 当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。これに伴う営業損失、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響額はありません。

注記事項

（貸借対照表関係）

第12期 (平成22年3月31日現在)	第13期 (平成23年3月31日現在)														
＊1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りです。 <table> <tr> <td>建物</td><td>21,080千円</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>8,009千円</td></tr> </table> ＊2 関係会社項目 <table> <tr> <td>預金</td><td>449,400千円</td></tr> </table>	建物	21,080千円	器具備品	8,009千円	預金	449,400千円	＊1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りです。 <table> <tr> <td>建物</td><td>31,845千円</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>8,567千円</td></tr> </table> ＊2 関係会社項目 <table> <tr> <td>預金</td><td>1,073,099千円</td></tr> <tr> <td>関係会社借入金</td><td>300,000千円</td></tr> </table>	建物	31,845千円	器具備品	8,567千円	預金	1,073,099千円	関係会社借入金	300,000千円
建物	21,080千円														
器具備品	8,009千円														
預金	449,400千円														
建物	31,845千円														
器具備品	8,567千円														
預金	1,073,099千円														
関係会社借入金	300,000千円														

（損益計算書関係）

第12期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	第13期 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日				
＊1 関係会社取引項目 <table> <tr> <td>受取利息</td><td>470千円</td></tr> </table>	受取利息	470千円	＊1 関係会社取引項目 <table> <tr> <td>支払利息</td><td>1,490千円</td></tr> </table>	支払利息	1,490千円
受取利息	470千円				
支払利息	1,490千円				

（株主資本等変動計算書関係）

第12期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日					
1. 発行済株式に関する事項					
株式の種類	前事業年度末 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）	
普通株式	4,500	4,500	—	9,000	
2. 配当に関する事項					
(1) 配当金支払額					
決議	株式の 種類	配当金の 総額 （千円）	一株当り 配当額 （円）	基準日	効力発生日
—	—	—	—	—	—
(2) 基準日が当該事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの					
—					

有価証券報告書（内部資料）

第13期 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日					
1. 発行済株式に関する事項					
株式の種類	前事業年度末 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）	
普通株式	9,000	—	—	9,000	
2. 配当に関する事項					
(1) 配当金支払額					
決議	株式の 種類	配当金の 総額 （千円）	一株当り 配当額 （円）	基準日	効力発生日
—	—	—	—	—	—
(2) 基準日が当該事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの					
—					

(リース取引関係)

第12期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	第13期 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日												
(1) ファイナンス・リース取引は重要性が低い ため、注記を省略しております。 (2) オペレーティング・リース取引（借主側）は 次の通りであります。 オペレーティング・リース取引のうち解約不能 のものにかかる未経過リース料 <table> <tr> <td>1 年内</td><td>139,855千円</td></tr> <tr> <td>1 年超</td><td>221,437千円</td></tr> <tr> <td>合 計</td><td>361,292千円</td></tr> </table>	1 年内	139,855千円	1 年超	221,437千円	合 計	361,292千円	(1) ファイナンス・リース取引は重要性が低い ため、注記を省略しております。 (2) オペレーティング・リース取引（借主側）は 次の通りであります。 オペレーティング・リース取引のうち解約不能 のものにかかる未経過リース料 <table> <tr> <td>1 年内</td><td>259,940千円</td></tr> <tr> <td>1 年超</td><td>302,501千円</td></tr> <tr> <td>合 計</td><td>562,442千円</td></tr> </table>	1 年内	259,940千円	1 年超	302,501千円	合 計	562,442千円
1 年内	139,855千円												
1 年超	221,437千円												
合 計	361,292千円												
1 年内	259,940千円												
1 年超	302,501千円												
合 計	562,442千円												

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

第12期
自 平成21年4月1日
至 平成22年3月31日

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は主として、投資信託委託業者としての業務、投資一任業務及び投資助言・代理業を行っており、未収委託者報酬、未払手数料及び未払委託調査費はこれらの業務にかかる債権債務であります。

当社は事業資金を自己資金により賄っており、一時的な余裕資金は安全性の高い金融商品で運用しております。デリバティブは利用しておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金は大部分が親会社に対するものであり、すべて高格付けの金融機関に対する短期の預金であることから、リスクは僅少であります。未収委託者報酬は、信託財産の分別管理により担保されており、リスクは認められません。長期差入保証金は信用リスクに晒されております。未払手数料及び未払委託調査費は、当社が受取った報酬の内から支払われるものであり、リスクは認められません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク

営業債権の信用リスクは、クライアント・アクセプタンス・コミッティーによる審査と営業部によるモニタリングにより管理しております。長期差入保証金は信用リスクに晒されておりますが、総務・業務部が相手先の財務状況を定期的にモニタリングしております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）

当社の保有する営業債権・債務は短期金融商品に限定されているため、これらに関する市場リスクは非常に低いものと考えております。

③流動性リスク

当社は余剰資金を預金のみで運用しております。随時資金繰表を更新し、運転資金の状況を把握することにより流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

第12期 (平成22年3月31日現在)

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

科 目	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預金	650,883	650,883	—
(2) 未収委託者報酬	630,040	630,040	—
(3) 長期差入保証金	151,154	147,695	3,459
資産計	1,432,077	1,428,618	3,459
(1) 未払手数料	313,366	313,366	—
(2) 未払委託調査費	196,124	196,124	—
負債計	509,490	509,490	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 預金

預金はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収委託者報酬

営業債権はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期差入保証金

長期差入保証金の時価は、その将来キャッシュフローを適切な利率で割り引いた現在価値により算定しています。

負債

(1) 未払手数料、未払委託調査費

これらの営業債務はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	650,883	—	—	—
未収委託者報酬	630,040	—	—	—
長期差入保証金	—	151,154	—	—

追加情報

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

1. 金融商品の状況に関する事項

第13期
自 平成22年4月1日
至 平成23年3月31日

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は主として、投資信託委託業者としての業務、投資一任業務及び投資助言・代理業を行っており、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未払手数料及び未払委託調査費はこれらの業務にかかる債権債務であります。

当社は事業資金を自己資金により賄っており、一時的な余裕資金は安全性の高い金融商品で運用しております。

デリバティブは利用しておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金は大部分が親会社に対するものであり、すべて高格付けの金融機関に対する短期の預金であることから、リスクは僅少であります。未収委託者報酬は、信託財産の分別管理により担保されており、リスクは認められません。

未収運用受託報酬、未収投資助言報酬は信用リスクに晒されております。

未収収益は兼業取引にかかるものであり、信用リスクに晒されております。長期差入保証金は賃貸建物の敷金であり、信用リスクに晒されております。未払手数料及び未払委託調査費は、当社が受取った報酬の内から支払われるものであり、リスクは認められません。

関係会社借入金、支払期日にその支払いを実行するため、同行の当座預金に資金を留保しており流動性リスクは担保されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク

営業債権の信用リスクは、クライアント・アクセプタンス・コミッティーによる審査と営業部によるモニタリングにより管理しております。長期差入保証金は信用リスクに晒されておりますが、経理・総務部が相手先の財務状況を定期的にモニタリングしております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）

当社の保有する営業債権・債務は短期金融商品に限定されているため、これらに関する市場リスクは非常に低いものと考えております。

③流動性リスク

当社は余剰資金を預金のみで運用しております。随時資金繰表を更新し、運転資金の状況を把握することにより流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

第13期
(平成23年3月31日現在)

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

科 目	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	1,097,456	1,097,456	—
未収委託者報酬	1,068,576	1,068,576	—
未収運用受託報酬	269,440		
貸倒引当金（※1）	△ 18,954		
	250,486	250,486	—
未収投資助言報酬	66,031	66,031	—
未収収益	1,011,320	1,011,320	—
未収入金	9,158	9,158	—
長期差入保証金	372,871	364,400	8,471
資産計	3,875,900	3,867,429	8,471
未払手数料	675,141	675,141	—
未払委託調査費	313,612	313,612	—
その他未払金	33,045	33,045	—
未払費用	723,575	723,575	—
関係会社借入金	300,000	300,000	—
預り敷金保証金	223,121	215,101	8,020
負債計	2,268,494	2,260,474	8,020

（※1）未収運用受託報酬に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除している。

（注1）金融商品の時価の算定方法および有価証券に関する事項

(1) 預金

預金はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未収収益

これらの営業債権はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 未収入金

これらの債権はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期差入保証金、預り敷金保証金

長期差入保証金及び預り敷金保証金の時価は、その将来キャッシュフローを適切な利率で割り引いた現在価値により算定しています。

(5) 未払手数料、未払委託調査費

これらの営業債務はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) その他未払金、未払費用

これらの債権はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(7) 関係会社借入金

借入金はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	1,097,456	—	—	—
未収委託者報酬	1,068,576	—	—	—
未収運用受託報酬	269,440	—	—	—
未収投資助言報酬	66,031	—	—	—
未収収益	1,011,320	—	—	—
未収入金	9,158	—	—	—
長期差入保証金	140,234	232,637	—	—

(有価証券関係)

第12期 (平成22年3月31日現在)	第13期 (平成23年3月31日現在)
重要性が低いため記載を省略しております。	重要性が低いため記載を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

第12期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	第13期 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(退職給付関係)

第12期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	第13期 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日												
1. 採用している退職給付制度の概要 当社は確定給付型の制度として、退職一時金制度を採用しております。 2. 退職給付債務 <table> <tr> <td>(1) 退職給付債務</td><td>347,596千円</td></tr> <tr> <td>(2) 退職給付引当金</td><td>347,596千円</td></tr> </table> 3. 退職給付費用 <table> <tr> <td>勤務費用</td><td>55,464千円</td></tr> </table>	(1) 退職給付債務	347,596千円	(2) 退職給付引当金	347,596千円	勤務費用	55,464千円	1. 採用している退職給付制度の概要 当社は確定給付型の制度として、退職一時金制度、キャッシュバランスプランおよび確定拠出年金制度を採用しております。 2. 退職給付債務 <table> <tr> <td>(1) 退職給付債務</td><td>482,224千円</td></tr> <tr> <td>(2) 退職給付引当金</td><td>482,224千円</td></tr> </table> 3. 退職給付費用 <table> <tr> <td>勤務費用</td><td>103,207千円</td></tr> </table>	(1) 退職給付債務	482,224千円	(2) 退職給付引当金	482,224千円	勤務費用	103,207千円
(1) 退職給付債務	347,596千円												
(2) 退職給付引当金	347,596千円												
勤務費用	55,464千円												
(1) 退職給付債務	482,224千円												
(2) 退職給付引当金	482,224千円												
勤務費用	103,207千円												

(税効果会計関係)

第12期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	第13期 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：千円) 繰延税金資産 退職給付引当金超過額 141,437 賞与引当金 19,121 役員退職慰労引当金超過額 4,089 未払費用 4,014 その他 3,963 繰越欠損金 206,460 繰延税金資産小計 379,084 評価性引当金 △ 379,084 繰延税金資産合計 — 繰延税金負債 — 繰延税金資産の純額 — 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目の内訳 当事業年度は税引前当期純損失を計上したため、差異の原因についての記載を省略しております。	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：千円) 繰延税金資産 退職給付引当金超過額 196,217 賞与引当金 58,973 未払費用 258,982 税務上の営業権計上額 608,298 その他 9,332 繰越欠損金 1,691,188 繰延税金資産小計 2,822,993 評価性引当金 △ 2,822,993 繰延税金資産合計 — 繰延税金負債 — 繰延税金資産の純額 — 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目の内訳 当事業年度は課税所得が発生していないため、差異の原因についての記載を省略しております。

（企業結合等関係）

第12期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	第13期 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日
該当ありません。	（吸収合併） ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社とフォルティス・アセットマネジメント株式会社は平成22年5月12日付で合併契約を締結し、平成22年5月12日に開催した取締役会の承認をもって、平成22年7月1日に合併いたしました。 （1）企業結合の概要 1）結合当事企業又は対象となった事業の名称及びその事業内容 結合企業： 名称：ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社 主要な事業内容： 投資顧問業務 証券投資信託委託業者としての業務 資産の管理及び運用に関する情報提供・コンサルタント業務 被結合企業： 名称：フォルティス・アセットマネジメント株式会社 主要な事業内容： 投資顧問業務 証券投資信託委託業者としての業務 資産の管理及び運用に関する情報提供・コンサルタント業務 2）企業結合の法的形式 ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社を存続会社とする吸収合併 3）企業結合後の名称 ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社（合併後の新商号：BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社）

第12期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	第13期 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日
	4) 取引の概要 本合併は、事業基盤を強化する経営方針の下、ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社の日本における事業展開を更に加速するため、財務体質の強化を図ることを目的として、ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社を存続会社とする吸収合併を行いました。なお、合併による新株式の発行及び資本金の増加はありません。 (2) 実施する会計処理の概要 当該合併は、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。

(資産除去債務関係)

第12期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	第13期 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日
—	当社は建物等の賃借契約において、建物等の所有者との間で定期建物賃貸借契約書を締結しておりますが、当社が退去時における原状回復に係る義務を有していないため、資産除去債務を計上していません。

(セグメント情報等)

第13期 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日				
(セグメント情報) 当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。				
(関連情報)				
1. 製品及びサービスごとの情報 (単位：千円)				
	投資信託業	投資顧問業	その他	合計
外部顧客への営業 収益	3,804,714	808,306	1,172,399	5,785,419
2. 地域ごとの情報				
(1) 営業収益 (単位：千円)				
日本	ルクセンブルグ	オランダ	その他	合計
4,458,536	731,661	277,934	317,288	5,785,419
(注) 投資信託業の営業収益に関しては販売拠点、投資顧問業とその他の営業収益については契約先所在地を基に記載しております。				
(2) 有形固定資産 本邦に所在している有形固定資産の合計が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの固定資産の記載を省略しております。				
3. 主要な顧客ごとの情報 (単位：千円)				
顧客の名称	営業収益		関連するセグメント名	
BNPパリバ ブラジル株式オープン	1,056,553		なし	
BNPパリバ・インベストメント・ パートナーズ・ルクセンブルグ	731,661		なし	
(報告セグメントごとののれんの償却額および未償却残高に関する情報) 当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。				

(追加情報)

当事業年度より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

(関連当事者関係)

1. 関連当事者との取引

第12期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	ビー・エヌ・ピー・パリバ	Boulevard des Italiens Paris, France	2,369百万ユーロ	銀行業	直接 0.0% 間接 99.83%	当座預金及び定期預金契約の締結	資金の預入 (注1)	—	預金	449,400

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社の子会社	ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント ブラジル	Comissao de Valores Mobiliarios	2,369百万レアル	資産運用業	無し	運用再委託契約の締結	委託調査費の支払 (注2)	331,610	未払委託調査費	144,534

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注2) 委託調査費の支払については、ファンドの約款に提示された料率を基礎として決定しています。

2. 親会社に関する情報

(1) 親会社情報

ビー・エヌ・ピー・パリバ インベストメント・パートナーズ エス・エイ（非上場）

ビー・エヌ・ピー・パリバ（ユーロネクスト・パリに上場）

第13期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	ビー・エヌ・ピー・パリバ	Boulevard des Italiens Paris, France	2,397百万ユーロ	銀行業	直接 0.0% 間接 99.83%	当座預金及び定期預金契約の締結	資金の預入(注1)	—	預金	1,073,099
							資金の借入(注1)	1,200,000	関係会社借入金	300,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社の子会社	ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント ブラジル	Avenida Presidente Juscelino Kubitschek, n. 510, 14th floor, São Paulo. SP. Brazil. CEP n° 04543-906	15百万レアル	資産運用業	無し	運用再委託契約の締結	委託調査費の支払(注2)	340,318	未払委託調査費	120,626
親会社の子会社	BNPパリバ・インベストメント・パートナーズ・ルクセンブルグ	33, rue de GasperichL-5826 Howald-Hesperange	3百万ユーロ	資産運用業	無し	運用再委託契約の締結	運用受託報酬の受入(注3)	15,641	未収運用受託報酬	2,642
							その他営業収益の受入(注3)	716,020	未収収益	654,158
							業務委託費の支払(注3)	573	未払費用	573
親会社の子会社	BNPパリバ証券会社東京支店	東京都千代田区丸の内1-9-1	795億円	第一種金融取引業	無し	建物賃貸借契約の締結	敷金の受入(注3)	223,121	預り敷金保証金	223,121

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注2) 委託調査費の支払については、ファンドの約款に提示された料率を基礎として決定しています。

(注3) 市場価格を勘案し一般的取引条件と同様に決定しております。

(注4) 上記の表以外の取引は重要性が乏しいため、記載を省略しております。

2. 親会社に関する情報

(1) 親会社情報

ビー・エヌ・ピー・パリバ インベストメント・パートナーズ エス・エイ（非上場）

ビー・エヌ・ピー・パリバ（ユーロネクスト・パリに上場）

（１株当たり情報）

第12期 自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日		第13期 自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日	
１株当たり純資産	71,317円	１株当たり純資産	141,632円
１株当たり当期純損失	43,272円	１株当たり当期純損失	36,924円
損益計算書上の当期純損失	341,418千円	損益計算書上の当期純損失	332,316千円
１株当たり当期純損失の算定に 用いられた普通株式に係る当期 純損失	341,418千円	１株当たり当期純損失の算定に 用いられた普通株式に係る当期 純損失	332,316千円
差額	—	差額	—
期中平均株式数・普通株式	7,890株	期中平均株式数・普通株式	9,000株
なお、潜在株式調整後１株当たり当期純損失金額 については、新株引受権付社債及び転換社債型新 株引受権付社債を発行していないため記載してお りません。		なお、潜在株式調整後１株当たり当期純損失金額 については、新株引受権付社債及び転換社債型新 株引受権付社債を発行していないため記載してお りません。	

(重要な後発事象)

第12期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	第13期 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日												
(吸収合併) ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社とフォルティス・アセットマネジメント株式会社は平成22年5月12日付で吸収合併契約を締結しております。 (1) 企業結合の概要 1) 結合当事企業の名称及びその事業内容 結合企業： 名称：ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社 主要な事業内容： 投資顧問業務 証券投資信託委託業者としての業務 資産の管理及び運用に関する情報提供・コンサルタント業務 被結合企業： 名称：フォルティス・アセットマネジメント株式会社 主要な事業内容： 投資顧問業務 証券投資信託委託業者としての業務 資産の管理及び運用に関する情報提供・コンサルタント業務 事業の規模 被結合企業の直前期（平成21年12月期）の概要 <table data-bbox="316 1442 756 1693"> <tr> <td>営業収益</td><td>3,618,439千円</td></tr> <tr> <td>当期純損失</td><td>96,515千円</td></tr> <tr> <td>総資産額</td><td>3,661,567千円</td></tr> <tr> <td>総負債額</td><td>1,838,461千円</td></tr> <tr> <td>純資産額</td><td>1,823,106千円</td></tr> <tr> <td>従業員数</td><td>59名</td></tr> </table> 2) 企業結合日 合併効力発生日については、平成22年7月1日を予定しております。 3) 企業結合の法的形式 ビー・エヌ・ピー・パリバ・アセットマネジメント株式会社を存続会社とする吸収合併	営業収益	3,618,439千円	当期純損失	96,515千円	総資産額	3,661,567千円	総負債額	1,838,461千円	純資産額	1,823,106千円	従業員数	59名	該当ありません。
営業収益	3,618,439千円												
当期純損失	96,515千円												
総資産額	3,661,567千円												
総負債額	1,838,461千円												
純資産額	1,823,106千円												
従業員数	59名												

第12期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	第13期 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日
4) 企業結合後の名称 BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社 5) 取引の概要 本合併は、事業基盤を強化する経営方針の下、ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社の日本における事業展開を更に加速するため、財務体質の強化を図ることを目的として、ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社を存続会社とする吸収合併を行う予定です。なお、合併による新株式の発行及び資本金の増加はありません。 (2) 実施する会計処理の概要 当該合併は、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行う予定です。	

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④ ⑤ において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

（1）定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

（2）訴訟事件その他の重要事項

提出日前1年以内において、訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼした事実または重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

(a) 名称	(b) 資本金の額 [※]	(c) 事業の内容
住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

※平成23年3月末現在

<再信託受託会社>

(a) 名称	(b) 資本金の額 [※]	(c) 事業の内容
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	51,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

※平成23年3月末日現在

(2) 販売会社

(a) 名称	(b) 資本金の額 [※]	(c) 事業の内容
株式会社三井住友銀行	1,770,996百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでおります。

※平成23年3月末現在

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社：ファンドの受託会社として信託財産に属する有価証券等の保管、管理を行います。

(2) 販売会社：ファンドの販売会社として受益権の募集販売の取り扱い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金・収益分配金・償還金に関する事務等を行います。

3【資本関係】

該当事項ありません。

第3【参考情報】

当特定期間において提出された、ファンドに係る金融商品取引法第25条第1項に掲げる書類は以下の通りです。

平成23年4月26日 臨時報告書

平成22年4月15日 有価証券報告書

平成23年1月26日 臨時報告書

独立監査人の監査報告書

平成23年3月8日

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社

取締役会 御中

優成監査法人指定社員 公認会計士 加藤 善孝 ⑩
業務執行社員指定社員 公認会計士 宮崎 哲 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているグローバル・コンスタント・ファンド2009-07の平成22年7月17日から平成23年1月17日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グローバル・コンスタント・ファンド2009-07の平成23年1月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※ 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[委託会社の監査報告書（前期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年6月23日

ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 鶴田 光夫

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成22年5月12日にフォルティス・アセットマネジメント株式会社と吸収合併契約を締結している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成23年9月20日

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社

取締役会 御中

優成監査法人

指定社員 公認会計士 加藤 善孝
業務執行社員

指定社員 公認会計士 宮崎 哲
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているグローバル・コンスタント・ファンド2009-07の平成23年1月18日から平成23年7月19日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グローバル・コンスタント・ファンド2009-07の平成23年7月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成23年6月24日

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 男澤 顕

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているBNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（※）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。